

## (社) 水産土木建設技術センター常勤役員退職慰労金算定基準

### (総則)

1 社団法人水産土木建設技術センターの常勤役員に対する退職慰労金の算定に関しては、この基準によるものとする。

### (退職慰労金の支給者)

2 この基準による退職慰労金は、役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

### (退職慰労金の算定方法)

3 退職慰労金の額は、退職日における役員の年俸の $\frac{1}{2}$ の額に、その者の年齢毎の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 61才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の15.0

(2) 61才の誕生日の翌月から66才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の12.5

(3) 66才の誕生日の翌月から71才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の10.0

### (退職慰労金の支給制限)

4 退職慰労金は、71才の誕生日の翌月からの勤続期間については、支給しない。

### (勤続期間の計算)

5 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は役員として引き続いた在職期間による。

6 前項の在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

### (遺族の範囲及び順位)

7 2の退職慰労金の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規定第8条の規定を準用する。

### (災害補償)

8 役員が職務上負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の補償については、職員就業規

程第 3 5 条の規定を準用する。

(端数の処理)

9 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げる。

(その他)

10 この基準に定めるもののほか、退職慰労金の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

11 この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

12 改訂後の基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。